

第206期

定時株主総会 招集ご通知



SHIKOKU ALLIANCE

四国アライアンス

日時 2020年6月26日（金曜日）
午前10時

場所 高知市本町4丁目3-30
高知県立県民文化ホール
[グリーンホール]

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催場所が例年と異なっております。また、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。株主総会へのご来場をお控えいただき、極力、書面またはインターネットによる議決権の事前行使をご検討ください。

お土産の配布につきましては、接触感染のリスク低減のため、取りやめさせていただくこととしました。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、下記ウェブサイトにおいてお知らせいたしますので、ご確認をお願いいたします。

<https://www.shikokubank.co.jp>

目次

第206期定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使のご案内	3
インターネットによる 議決権行使のご案内	5
事業報告	7
計算書類	36
連結計算書類	38
監査報告書	40
株主総会参考書類	46

 四国銀行

証券コード：8387

(証券コード8387)
2020年6月10日

株主各位

高知市南はりまや町一丁目1番1号
株式会社 四国銀行
取締役頭取 山元文明

第206期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当行第206期定時株主総会を下記により開催いたしますので、通知申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、一定規模のイベント等の開催の自粛が要請されております状況下、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆さまにおかれましては、感染拡大防止の観点から、本総会につきましては、極力、書面またはインターネットにより事前行使いただき、株主さまの健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

議決権の事前行使につきましては、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」（46～61頁）をご検討くださいまして、「議決権行使のご案内」（3～6頁）をご高覧のうえ、**2020年6月25日（木曜日）午後5時30分まで**に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2020年6月26日（金曜日）午前10時 (受付開始時刻：午前9時)
2. 場 所	高知市本町4丁目3-30 高知県立県民文化ホール [グリーンホール] 今年、感染拡大防止のため、開催場所が例年と異なっておりますので、最終ページの「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違のないようお願い申し上げます。 また、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたしますので、株主総会へのご来場をお控えいただき、書面またはインターネットによる議決権の事前行使をご検討ください。 *やむなく会場や開始時刻が変更となる場合があります。下記ウェブサイトにおいてお知らせいたしますので、ご確認をお願いいたします。 https://www.shikokubank.co.jp

3. 目的事項

報告事項

1. 第206期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
2. 第206期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項 会社提案

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
9名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

株主提案

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
4名解任の件

第5号議案 監査等委員である取締役2名解任の件

第4号議案、第5号議案は株主からの提案となっておりますが、取締役会としてはこの議案に反対しております。

なお、議案の要領は、後記の株主総会参考書類に記載のとおりであります。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」につきましては、法令及び定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当行ホームページ（<https://www.shikokubank.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした計算書類及び連結計算書類の一部であります。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ホームページ（<https://www.shikokubank.co.jp/>）に掲載させていただきます。

<株主総会にご来場される株主さまへのご注意とお願い>

- 株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当行ホームページ（<https://www.shikokubank.co.jp/>）より、発信情報をご確認くださいよう、併せてお願い申し上げます。
- ご来場の株主さまは、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。
- 株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえ、マスク着用で対応させていただきます。
- 株主総会当日のお土産の配布につきましては、接触リスク低減の為、取りやめさせていただくこととしました。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使のご案内

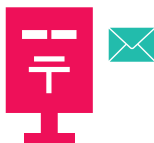
書面またはインターネットにより、事前に議決権を行使いただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

事前に議決権を行使いただく場合

■ 書面による議決権行使

議決権行使期限

2020年6月25日（木曜日）
午後5時30分到着分まで



■ インターネットによる議決権行使

議決権行使期限

2020年6月25日（木曜日）
午後5時30分受付分まで



詳細は
5頁から6頁を
ご覧ください。

株主総会にご出席 いただく場合

株主総会開催日時

2020年6月26日（金曜日）
午前10時



同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、2020年6月25日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。
詳しくは下記をご覧ください。

当行指定の議決権行使ウェブサイト
にアクセスしていただき、行使
期限までに賛否をご登録ください。

ご入場に際しては、同封の議決権
行使書用紙を会場受付にご提出く
ださい。

議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

議決権行使書用紙イメージ

議決権行使書	株主番号	議決権行使個数	個	お願い																				
株式会社四国銀行 御中																								
私は、2020年6月26日開催の株式会社四国銀行第206期定時株主総会（その継続会または延会を含む）の各議案につき、右記（賛否を○印で表示）のとおり議決権を行使します。																								
2020年6月 日																								
各議案につき賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。 株式会社四国銀行																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">会社提案</th> </tr> <tr> <th>第1号議案</th> <th>第2号議案</th> <th>（下の候補者を除く）</th> <th>第3号議案</th> <th>（下の候補者を除く）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					会社提案					第1号議案	第2号議案	（下の候補者を除く）	第3号議案	（下の候補者を除く）	○	○		○		○	○		○	
会社提案																								
第1号議案	第2号議案	（下の候補者を除く）	第3号議案	（下の候補者を除く）																				
○	○		○																					
○	○		○																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">株主提案</th> </tr> <tr> <th>第4号議案</th> <th>（下の候補者を除く）</th> <th>第5号議案</th> <th>（下の候補者を除く）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					株主提案			第4号議案	（下の候補者を除く）	第5号議案	（下の候補者を除く）	○		○		○		○						
株主提案																								
第4号議案	（下の候補者を除く）	第5号議案	（下の候補者を除く）																					
○		○																						
○		○																						
<p>← ご注意</p> <p>当行取締役会は、「株主提案」について反対しております。</p> <p>・株主提案（第4号議案、第5号議案）について、 ・当行取締役会意見に賛成の場合 ：「否」 ・株主提案に賛成の場合 ：「賛」 に、○印でご表示ください。</p>																								
<p>○書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。 ○インターネットで複数回議決権行使を行った場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。</p>																								
<p>（ご出席の際は切り離さないでください）</p> <p>株式会社 四国銀行</p>																								

こちらの赤枠内に、
各議案の賛否をご表示ください。

本総会では、会社提案（取締役会からご提案させていただく議案）と株主提案（一部の株主からご提案された議案）の決議を行います。

第4号議案、第5号議案は一部の株主からのご提案です。

取締役会としては第4号議案、第5号議案いずれにも**反対**しております。詳細は、**57頁以降**をご参照ください。

議決権行使書用紙の記入例をご紹介します。

会社提案・当行取締役会の意見に 賛成いただける場合

会 社 提 案				
第1号議案	第2号議案	下の候補者を除く	第3号議案	下の候補者を除く
賛	賛		賛	
否	否		否	

株 主 提 案			
第4号議案	下の候補者を除く	第5号議案	下の候補者を除く
賛		賛	
否		否	

会社提案・当行取締役会の意見に 反対される場合

会 社 提 案				
第1号議案	第2号議案	下の候補者を除く	第3号議案	下の候補者を除く
賛	賛		賛	
否	否		否	

株 主 提 案			
第4号議案	下の候補者を除く	第5号議案	下の候補者を除く
賛		賛	
否		否	



右記のように賛成、反対の両方に○
を付けた場合には**無効**となります。

会 社 提 案				
第1号議案	第2号議案	下の候補者を除く	第3号議案	下の候補者を除く
賛	賛		賛	
否	否		否	

※各議案に対して賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

当行の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスし、画面の案内にしたがって行使していただきますようお願い申し上げます。

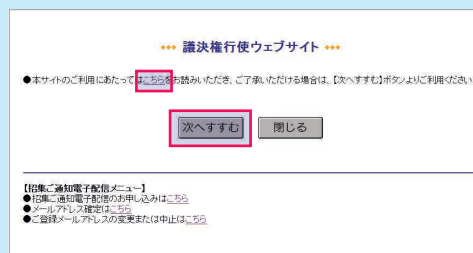
アクセス手順

1 議決権行使ウェブサイトへアクセス

議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

2 「次へすすむ」をクリック



画面内の「こちら」のリンクをクリックし、「インターネットによる議決権行使について」をお読みいただき、「次へすすむ」をクリック

ご注意

- 1 パスワードは、ご投票される方が株主さまご本人であることを確認する手段です。本株主総会終了まで、大切に保管ください。パスワードのお電話等によるご照会には、お答えすることができません。
- 2 パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされてしまった場合、画面の案内にしたがってお手続きください。
- 3 議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続環境にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合もございます。
- 4 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は、株主さまのご負担となります。

機関投資家の
皆さまへ

議決権行使の方法として、「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。



議決権行使期限

2020年6月25日（木曜日）午後5時30分受付分まで

3 ログイン

以降、画面の案内に
したがって賛否を
ご入力ください。

「議決権行使コード」を入力し、「次へ」をクリック
パスワード変更画面が出ますので、初期パスワードを入力
し、株主さまがご使用になるパスワードを登録してください。
※「議決権行使コード」及び「パスワード」は本書同封の「議決権行使
書用紙」の右下に記載されております。

ご了承いただく事項

- ① 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。
- ② インターネットにて複数回議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。

お問い合わせ先について

インターネットによる議決権行使で、パソコンの操作方法等がご不明の場合は、下記にお問い合わせください。

システム等に関する
お問い合わせ

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524 (受付時間 9:00~21:00 土・日・休日を除く)

添付書類

第206期（2019年4月1日から
2020年3月31日まで）事業報告

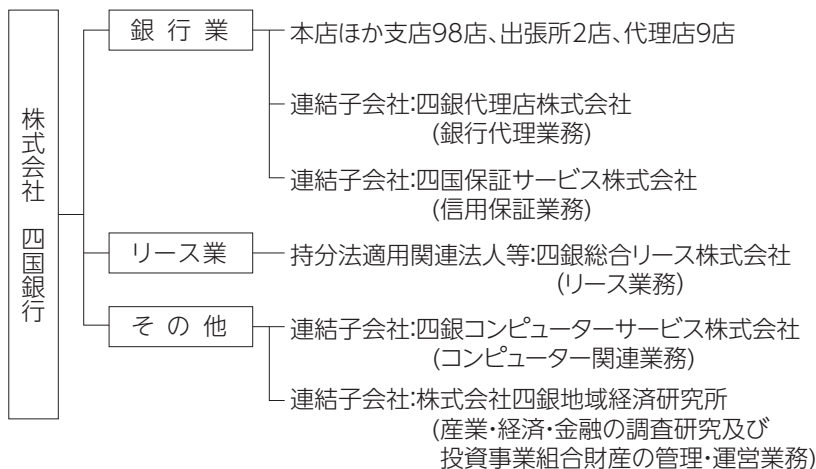
1 当行の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

① 企業集団の主要な事業内容

当行グループは、当行及び子会社等の計9社で構成され、銀行業務を中心にリース業務などの金融サービスを提供しております。

主要な事業を系統図によって示すと次のとおりであります。



注. 持分法非適用の非連結子会社1社及び持分法非適用の関連法人等2社は上記系統図に含めておりません。

② 金融経済環境

当連結会計年度のわが国経済は、雇用・所得環境の改善に支えられ、個人消費は持ち直しが続きましたが、米国と中国の通商摩擦や中国経済の先行き不透明感、海外経済の動向と政策に関する不確実性等から、輸出や生産は弱含みで推移しました。また後半には消費税率引き上げにより個人消費が低調となる中、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、内外経済は大きく下押しされるなど、全体として景気は緩やかに回復しましたが、足下では厳しい状況となりました。

当行の主要地盤であります四国地区の経済におきましても、設備投資や雇用は堅調に推移しましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により個人消費が厳しさを増しており、生産活動や輸出にも影響が波及し、期末にかけては、景気の減速感が強まりました。

金融面では、円相場は、期首の1米ドル111円台から、緩やかな円高基調で推移する中、米国と中国の通商協議を巡り円安と円高を行き来しましたが、通商協議の合意を受け、110円台まで円安が進みました。その後新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、短期間で102円台から111円台まで乱高下する動きとなり、期末には107円台となりました。日経平均株価は、期首の2万1千円台から、米国と中国の通商摩擦を嫌気し2万円付近まで下落したものの、年末にかけ通商協議の進展を好感し、2万4千円台まで上昇しました。その後新型コロナウイルスの感染症拡大による世界景気への先行き懸念が強まり、3月には1万6千円台まで急落。期末には、各国の経済対策への期待等からやや反発し、1万8千円台となりました。長期金利は、世界的な景気減速懸念等から低下基調となり、一時マイナス0.3%付近まで低下後、通商協議の進展期待等からプラス圏まで上昇しました。その後新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、大幅に低下する場面もみられましたが、期末には0.0%台となりました。

③ 企業集団を巡るその事業年度における事業の経過及び成果

このような金融経済情勢のもと、2019年度において当行は、中期経営計画「ベストリアイアブル・バンクへの挑戦 ステップ3」をスタートさせ、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上につなげるため、掲げた各施策を着実に実施しました。

(お客さまへの取組み)

多様化するお客さまのニーズに機動的に対応するため、「法人サポート部」と「個人サポート部」を統合し「コンサルティング部」を設置する本部組織の改正を行いました。

法人のお客さまに対しては、営業店・本部が連携し、事業性評価を軸としたコンサルティング活動を推進するとともに、事業承継・M&A、ビジネスマッチング、海外ビジネス等の支援に取り組みました。特に、事業承継問題を抱えるお客さまに対しては、「事業承継・相続サポートデスク」が営業店とも一体となって、相続も含めた課題解決支援を行いました。また、海外ビジネスについては、高知県シンガポール事務所に行員を派遣し、海外進出や販路拡大ニーズのあるお客さまに対する現地での支援に取り組みました。

個人のお客さまに対しては、高度なコンサルティング力を発揮できる営業店担当者を行内の認定制度により40名以上任命し、統括する本部担当者との連携を通じて、ライフステージに応じたコンサルティング活動を推進しました。また、お客さまの資産形成ニーズに合わせた幅広いご提案を行うために、商品ラインナップの充実に努めました。ローンプラザやほけんプラザでは、休日でもお客さまの資金ニーズや資産形成ニーズにお応えしました。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大により、事業活動や日常生活に支障が生じているお客さまからのご相談に迅速かつきめ細やかに応えすべく、本年3月に全営業店およびローンプラザに相談窓口を設置しました。



専門性の高いコンサルティングで課題解決



お客さまの資産形成ニーズに合わせた
充実した商品ラインナップ

(地方創生への取組み)

2019年度は、活力あふれた地域を実現するために、様々な地域の活性化に取り組みました。

高知西部にある老舗観光ホテルに対しては、政府系金融機関、地方公共団体や県内事業者と連携して事業承継支援や雇用維持に貢献するなど、地域産業の活性化に取り組みました。また、環境保全に貢献する観点から、「しぎん地域活性化ファンド」を通じて、製造業等の企業が有する自然環境への負荷を軽減する事業に対して投資を行いました。



老舗観光ホテルの事業承継支援で地域の活性化に貢献

さらに、「高知県観光活性化ファンド」を通じた投資等により、日本三大鍾乳洞の一つとされる「龍河洞」がリニューアルオープンするなど、観光活性化に向けた取組みを一層推し進めました。昨年8月には、当ファンドの投資先である「株式会社ものべみらい」へ行員を派遣するなど、地域経済の活性化に貢献できる人材の育成にも取り組みました。

その他、クラウドファンディングを活用した地域活性化をはじめ、森林の間伐活動等を通じた社会貢献活動、セミナー等を通じた金融リテラシーの普及にも積極的に取り組みました。

四国アライアンスにおいては、商談会等を通じたビジネスマッチングの活性化やビジネスプランコンテストの開催等、お客さまの事業の成長や創業支援に取り組むとともに、四国アライアンスキャピタル株式会社が運営する「しこく創生ファンド」「しこく中小企業支援ファンド」を活用した事業承継や企業再生への取組み等、四国創生に向けた活動を一層推し進めました。

※四国アライアンスとは、四国銀行、阿波銀行、百十四銀行、伊予銀行の4行による四国創生に向けた包括提携。



「龍河洞」リニューアルオープン（2019年7月）



第3回四国アライアンスビジネスプランコンテスト
(2020年1月)

(株主さまへの取組み)

株主の皆さまの日頃のご支援にお応えするとともに、当行株式への投資魅力を高め、より多くの方々に当行株式を保有していただくために、株主優待制度を継続して実施しました。

また、安定配当の基本方針のもと、前期の期末配当15円、当期の中間配当15円を行いました。

(店舗)

質の高いサービスの提供と、店舗運営の効率化を図るため、高知県では宝町支店を万々支店内に、徳島県では土成支店を鴨島支店内にそれぞれ店舗内店舗方式にて移転統合しました。結果、2019年度末の有人店舗数は、前連結会計年度末比2店舗減少し、103店（本支店92店、出張所2店及び代理店9店）となりました。

また、これからの店舗の在り方として、「The Bridge of Lifetime Finance（人生における金融の架け橋になる）」を目指し、次世代型店舗を2020年度より順次導入することとしました。



次世代店舗イメージ図

(業務改革への取組み)

営業店がコンサルティングに集中できる態勢を構築するとともに、お客さまに喜んでいただけるサービスの提供に向けた業務改革に取り組みました。具体的には、高知市内の営業店を中心に、入金伝票や振込依頼書等のご記入が原則不要となるなど、お客さまの手続きが簡単、スピーディーになる「クイック窓口」を導入しました。

また、地方銀行8行による連携協定「フィंकロス・パートナーシップ」のもとで共同開発した、AIを活用した金融商品レコメンドシステムを導入するなど、デジタルの力を活用した業務の変革によりコンサルティング機能の強化を図りました。



クイック窓口を2019年10月から順次導入



フィंकロス・パートナーシップ
(2019年9月きらぼし銀行が参加し8行体制に)

これらを実施し、業績向上に努めました結果、次のような成果を上げることができました。

(預金等)

譲渡性預金を含めた預金等につきましては、譲渡性預金の受入抑制により、前連結会計年度末比448億円減少の2兆6,761億円となりました。また、預金につきましては、法人預金と地方公共団体預金は減少しましたが、個人預金の増加により、ほぼ前連結会計年度末並みの2兆6,390億円となりました。

(貸出金)

貸出金につきましては、アセット構造の改革を積極的に推進し、大企業・中堅企業向け貸出金は減少しましたが、中小企業向け貸出金や個人向け貸出金の増加等により、前連結会計年度末比106億円増加の1兆7,848億円となりました。

(有価証券)

有価証券につきましては、国債は大量の償還を迎えた一方で、地方債等の購入により、前連結会計年度末比22億円増加の8,182億円となりました。

(損 益)

損益状況につきましては、経常収益は、国債等債券売却益は増加しましたが、投資信託解約益の減少による有価証券利息配当金の減少等により、前連結会計年度比22億57百万円減少し429億70百万円となりました。経常費用は、国債等債券売却損や国債等債券償還損は減少しましたが、貸出金償却の増加や新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた期末株価下落による株式等償却の増加等により、前連結会計年度比42億33百万円増加し398億73百万円となりました。この結果、経常利益は、前連結会計年度比64億89百万円減少し30億97百万円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、法人税等の減少により、前連結会計年度比31億25百万円減少の30億96百万円となりました。

④ 対処すべき課題

地域金融機関を取り巻く経営環境は、少子高齢化の進展や超低金利環境の継続、さらには異業種からの金融分野への進出による競争激化など、一段と厳しさを増しております。また、足下においては、新型コロナウイルス感染症拡大により企業収益や個人消費が急速に減少し、先行きについてもさらに下振れする懸念が生じております。

当行では、こうした課題を克服し、地域のお客さまとともに持続的に成長・発展するために、昨年4月からスタートさせた中期経営計画「ベスト リライアブル・バンクへの挑戦 ステップ3」で掲げる各施策を、スピード感を持って着実に実施してまいります。

具体的には、お客さまに寄り添った資金繰り支援等の金融仲介機能を発揮するとともに、業容拡大、事業承継、資産運用等、お客さまの様々な課題やニーズに対して、適切なコンサルティングを提供してまいります。また、デジタルの力を活用しながら、業務の抜本的見直し・効率化に向けた施策を一層推し進めるとともに、店舗運営の効率化等、徹底的な構造改革を図っていくことで、持続可能な財務基盤・経営基盤の確立に取り組んでまいります。そして、それらの取組みを担う人材の育成にも重点的に取り組んでまいります。

私ども四国銀行グループは、10年ビジョンとして掲げている「真っ先に相談され、地域の発展に貢献する『ベスト リライアブル・バンク』」を目指し、地域に必要不可欠な金融機関としてお客さまから支持され続けるよう邁進してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

(2) 企業集団及び当行の財産及び損益の状況

イ 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
経常収益	500	472	452	429
経常利益	125	121	95	30
親会社株主に帰属する当期純利益	88	71	62	30
包括利益	41	96	21	△87
純資産額	1,394	1,479	1,480	1,380
総資産	30,427	30,274	30,788	29,978

注. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

□ 当行の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
預 金	25,636	26,284	26,436	26,409
定期性預金	11,850	11,318	10,866	10,655
その他	13,786	14,966	15,569	15,753
貸 出 金	16,808	16,764	17,736	17,843
個人向け	2,969	3,210	3,397	3,517
中小企業向け	8,074	8,239	8,524	8,618
その他	5,764	5,314	5,814	5,707
商品有価証券	—	0	0	0
有 価 証 券	10,447	9,584	8,120	8,141
国 債	3,327	2,731	1,639	1,426
その他	7,120	6,853	6,481	6,715
社 債	—	—	—	—
総 資 産	30,394	30,245	30,771	29,959
内国為替取扱高	139,731	140,676	144,589	144,175
外国為替取扱高	百万ドル 3,809	百万ドル 2,966	百万ドル 4,678	百万ドル 3,905
経 常 利 益	百万円 10,336	百万円 11,556	百万円 9,573	百万円 2,691
当 期 純 利 益	百万円 7,096	百万円 6,687	百万円 6,364	百万円 2,895
1株当たり当期純利益	円 銭 164 61	円 銭 156 03	円 銭 148 72	円 銭 68 00
信 託 財 産	0	0	0	0
信 託 報 酬	百万円 0	百万円 0	百万円 0	百万円 0

注1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 2017年10月1日付で普通株式5株を1株とする株式併合を実施いたしました。1株当たり当期純利益は、2016年度の期首に当該株式併合が行われたものと仮定して算定しております。

(3) 企業集団の使用人の状況

	当年度末		前年度末	
	銀行業	その他の事業	銀行業	その他の事業
使用人数	1,319人	38人	1,333人	39人

注. 使用人数は就業者数であり、執行役員を含み、嘱託及び臨時従業員は含めておりません。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ 銀行業

株式会社四国銀行

高知県内：本店営業部ほか54店（前年度末 本店営業部ほか54店）

徳島県内：徳島営業部ほか22店（前年度末 徳島営業部ほか22店）

香川県内：高松支店ほか6店（前年度末 高松支店ほか6店）

愛媛県内：松山支店ほか5店（前年度末 松山支店ほか5店）

本州地区：東京支店ほか9店（前年度末 東京支店ほか9店）

四国保証サービス株式会社：高知本社

四銀代理店株式会社：高知本社

ロ 当行を所属銀行とする銀行代理業者の一覧

名称	主たる営業所又は事務所の所在地	銀行代理業務以外の主要業務
四銀代理店株式会社	高知市南はりまや町一丁目1番1号	—

注. 四銀代理店株式会社は、思地代理店、東津野代理店、美良布代理店、大柵代理店、大田口代理店、入野代理店、春野代理店、久礼代理店、宇佐代理店の業務運営を行っております。

ハ その他の事業

四銀コンピューターサービス株式会社：高知本社

株式会社四銀地域経済研究所：高知本社

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

事業セグメント	金額
銀行業	1,454
合計	1,454

□ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

事業セグメント	内容	金額
銀行業	四国総合ビル外壁・高架タンク改修工事	172
	事務機械やソフトウェアへの投資	813
合計	—	986

注. 2019年度に旧松山本町支店の土地を売却いたしました。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当ありません。

□ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
四銀代理店 株式会社	高知市南はりま や町一丁目1番 1号	銀行代理業務	2010年8月11日	百万円 20	% 100.00	—
四国保証 サービス 株式会社	高知市菜園場町 1番21号	信用保証業務	1976年8月13日	百万円 50	% 100.00	—
四銀コンピュー ターサービス 株式会社	高知県南国市 蛸が丘二丁目1番 地	コンピューター 関連業務	1990年7月5日	百万円 20	% 60.00	—
株式会社 四銀地域経済 研究所	高知市菜園場町 1番21号	産業・経済・金融の 調査研究及び投資 事業組合財産の 管理・運営業務	1991年5月15日	百万円 10	% 52.50	—
四銀総合 リース 株式会社	高知市菜園場町 1番21号	リース業務	1974年2月8日	百万円 50	% 25.37	—

注. 当行が有する子会社等の議決権比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

重要な業務提携の概況

- ① 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
- ② 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
- ③ 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。

- ④ 株式会社阿波銀行、株式会社百十四銀行及び株式会社伊予銀行との提携により、現金自動設備を相互開放し、4行間の他行現金自動設備利用手数料を無料とするサービスを行っております。
- ⑤ 株式会社阿波銀行、株式会社百十四銀行及び株式会社伊予銀行との間で、四国創生に向けた地方銀行4行による包括提携「四国アライアンス」を締結しております。
- ⑥ 株式会社池田泉州銀行、株式会社きらぼし銀行、株式会社群馬銀行、株式会社山陰合同銀行、株式会社千葉興業銀行、株式会社筑波銀行及び株式会社福井銀行との間で、各行のデジタル化を連携・協働して進めていくための連携協定「フィンクロス・パートナーシップ」を締結しております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の様況

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
山元文明	(代表取締役) 取締役頭取	一般社団法人高知県銀行協会会長	—
西川昭寛	(代表取締役) 専務取締役	—	—
大田良継	常務取締役	—	—
五百蔵誠一	常務取締役	—	—
黒下則之	常務取締役本店営業部長	—	—
小林達司	常務取締役	—	—
須賀昌彦	取締役徳島営業本部長	—	—
尾崎嘉則	取締役(社外取締役)	学校法人安田学園教育会理事長	注1
北村裕	取締役監査等委員	—	注2
熊沢慎一郎	取締役監査等委員	—	注2
田中章夫	取締役監査等委員(社外取締役)	公認会計士 (田中会計事務所)	注1、注3
川添博	取締役監査等委員(社外取締役)	弁護士 (川添法律事務所)	注1
濱田正博	取締役監査等委員(社外取締役)	—	注1
稲田知江子	取締役監査等委員(社外取締役)	弁護士 (稲田法律事務所)	注1

注1. 尾崎嘉則、田中章夫、川添博、濱田正博及び稲田知江子の5氏は、株式会社東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。

2. 北村裕及び熊沢慎一郎の2氏は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、行内事情に精通した者が、重要な会議等への出席や会計監査人及び監査部との連携を密に図ること等により得られた情報を、監査等委員全員に共有することを通じて、監査等委員会による監査・監督の実効性を高めるためであります。

3. 監査等委員田中章夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報 酬 等
取締役（監査等委員であるものを除く。）	8人	181（うち報酬以外 33）
取締役（監査等委員）	6人	60（うち報酬以外 ー）
計	14人	241（うち報酬以外 33）

- 注1. 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等には、使用人分報酬等25百万円（うち賞与6百万円）が含まれておりません。
2. 取締役の報酬等には、譲渡制限付株式の割当てのために支給された金銭報酬債権33百万円が含まれております。
3. 会社役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針は以下のとおりであります。
- ・取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等は、各取締役が担う役割・責任や成果に応じた体系としております。
 - ・取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬等は、当行の持続的成長や株主価値増大へのインセンティブとして機能するよう、譲渡制限付株式報酬制度を含む体系としております。
 - ・監査等委員である取締役及び社外取締役の報酬等は、経営の監督機能を有効に機能させる観点から、固定報酬のみとしております。
 - ・取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等は、株主総会において決議された年間報酬等限度額の範囲内で、ガバナンス委員会における協議を経て、役員及び前年度の業績等に応じて取締役会において決定しております。
 - ・監査等委員である取締役の報酬等は、株主総会において決議された年間報酬等限度内の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定しております。
4. 株主総会で定められた報酬等限度額は以下のとおりであります。
- 2018年6月26日定時株主総会で決議された監査等委員会設置会社に移行後の取締役（監査等委員であるものを除く。）に対する報酬等限度額は年額216百万円以内、別枠で取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額は年額70百万円以内、監査等委員である取締役に対する報酬等限度額は年額70百万円以内であります。

(3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
尾 崎 嘉 則	当行は社外取締役及び取締役監査等委員との間に、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は法令が定める最低責任限度額であります。
北 村 裕	
熊 沢 慎一郎	
田 中 章 夫	
川 添 博	
濱 田 正 博	
稲 田 知江子	

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
尾崎 嘉則	学校法人安田学園教育会 理事長 当行と同法人との間には特別の関係はありません。
田中 章夫	公認会計士（田中会計事務所） 当行と同事務所との間には特別の関係はありません。
川添 博	弁護士（川添法律事務所） 当行と同事務所との間には特別の関係はありません。
稲田 知江子	弁護士（稲田法律事務所） 当行と同事務所との間には特別の関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
尾崎 嘉則	4年10ヵ月	当期開催の取締役会15回のうち12回に出席しております。	経営に関する幅広い知識と経験を活かし、取締役会のほか、ガバナンス委員会等においても、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
田中 章夫	10年10ヵ月	当期開催の取締役会15回のうち14回に出席、また、監査等委員会16回の全てに出席しております。	主に公認会計士としての専門的見地から、取締役会のほか、監査等委員会、ガバナンス委員会等においても、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
川添 博	8年10ヵ月	当期開催の取締役会15回の全てに出席、また、監査等委員会16回の全てに出席しております。	主に弁護士としての専門的見地から、取締役会のほか、監査等委員会、ガバナンス委員会等においても、議案審議に必要な発言を適時行っております。

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
濱田 正博	4年10ヵ月	当期開催の取締役会15回の全てに出席、また、監査等委員会16回の全てに出席しております。	主に公職を歴任した豊富な経験と幅広い見識から、取締役会のほか、監査等委員会、ガバナンス委員会等においても、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
稲田 知江子	2年10ヵ月	当期開催の取締役会15回のうち13回に出席、また、監査等委員会16回のうち14回に出席しております。	主に弁護士としての専門的見地から、取締役会のほか、監査等委員会、ガバナンス委員会等においても、議案審議に必要な発言を適宜行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	5人	30 (うち報酬以外 ー)	ー

(4) 社外役員の意見

該当ありません。

4 当行の株式に関する事項

(1) 株式数 発行可能株式総数 100,000千株
 発行済株式の総数 42,900千株
 (自己株式305千株を含む)

(2) 当年度末株主数 12,561名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	3,348 千株	7.86 %
明治安田生命保険相互会社	1,815	4.26
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	1,195	2.80
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	998	2.34
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	992	2.33
日亜化学工業株式会社	988	2.32
四国銀行従業員持株会	867	2.03
日本生命保険相互会社	771	1.81
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	756	1.77
S M B C日興証券株式会社	661	1.55

注1. 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

注2. 持株比率は自己株式（305,404株）を控除して計算し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

5 当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

		新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (監査等 委員で あるもの 及び 社外取締 役を除く。)	①名称	株式会社四国銀行第1回新株予約権	1人
	②新株予約権の割当日	2012年8月8日	
	③新株予約権の数	209個	
	④目的となる株式の種類及び数	4,180株	
	⑤新株予約権の行使期間	2012年8月9日から 2042年8月8日まで	
	⑥権利行使価格	1株当たり1円	
	⑦権利行使についての条件	新株予約権者は、上記⑤の期間内において、 当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から 10日を経過する日までの間に限り、新株予約 権を一括してのみ行使することができる。	
	①名称	株式会社四国銀行第2回新株予約権	2人
	②新株予約権の割当日	2013年8月6日	
	③新株予約権の数	332個	
	④目的となる株式の種類及び数	6,640株	
	⑤新株予約権の行使期間	2013年8月7日から 2043年8月6日まで	
	⑥権利行使価格	1株当たり1円	
	⑦権利行使についての条件	新株予約権者は、上記⑤の期間内において、 当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から 10日を経過する日までの間に限り、新株予約 権を一括してのみ行使することができる。	
①名称	株式会社四国銀行第3回新株予約権	3人	
②新株予約権の割当日	2014年8月12日		
③新株予約権の数	582個		
④目的となる株式の種類及び数	11,640株		
⑤新株予約権の行使期間	2014年8月13日から 2044年8月12日まで		
⑥権利行使価格	1株当たり1円		
⑦権利行使についての条件	新株予約権者は、上記⑤の期間内において、 当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から 10日を経過する日までの間に限り、新株予約 権を一括してのみ行使することができる。		

新株予約権等の内容の概要		新株予約権等を有する者の人数	
取締役 (監査等 委員で あるもの及び 社外取締役を 除く。)	①名称	株式会社四国銀行第4回新株予約権	4人
	②新株予約権の割当日	2015年8月11日	
	③新株予約権の数	736個	
	④目的となる株式の種類及び数	14,720株	
	⑤新株予約権の行使期間	2015年8月12日から 2045年8月11日まで	
	⑥権利行使価格	1株当たり1円	
	⑦権利行使についての条件	新株予約権者は、上記⑤の期間内において、 当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から 10日を経過する日までの間に限り、新株予約 権を一括してのみ行使することができる。	
	①名称	株式会社四国銀行第5回新株予約権	6人
	②新株予約権の割当日	2016年8月9日	
	③新株予約権の数	1,535個	
	④目的となる株式の種類及び数	30,700株	
	⑤新株予約権の行使期間	2016年8月10日から 2046年8月9日まで	
	⑥権利行使価格	1株当たり1円	
	⑦権利行使についての条件	新株予約権者は、上記⑤の期間内において、 当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から 10日を経過する日までの間に限り、新株予約 権を一括してのみ行使することができる。	
	①名称	株式会社四国銀行第6回新株予約権	6人
	②新株予約権の割当日	2017年8月8日	
	③新株予約権の数	1,014個	
	④目的となる株式の種類及び数	20,280株	
	⑤新株予約権の行使期間	2017年8月9日から 2047年8月8日まで	
	⑥権利行使価格	1株当たり1円	
	⑦権利行使についての条件	新株予約権者は、上記⑤の期間内において、 当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から 10日を経過する日までの間に限り、新株予約 権を一括してのみ行使することができる。	

	新株予約権等の内容の概要		新株予約権等を有する者の人数
社外取締役(監査等委員であるものを除く。)	—	—	—
監査等委員である取締役	—	—	—

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

該当ありません。

6 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
EY新日本有限責任監査法人		
指定有限責任社員 山 田 修	56	注2
指定有限責任社員 伊加井 真 弓		

注1. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておりませんので、上記の報酬等の額は、これらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人から監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び監査報酬見積りの算定根拠等について説明を受け、適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当行、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は56百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当ありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人がその職務上の義務に違反し、または職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があるなど、当行の会計監査人であることにつき当行にとって重大な支障があると監査等委員会が判断した場合には、会社法第340条の規定により会計監査人を解任いたします。また、そのほか会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査等委員会は、会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関して、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ありません。

8 業務の適正を確保する体制

<業務の適正を確保する体制>

当行は、取締役会における決議により、業務の適正を確保するために必要な体制（内部統制システム）の整備にかかる基本方針を以下のとおり定め、運用状況を継続的に評価し、必要な改善措置を講じることで、内部統制システムの実効性の向上に努めております。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① コンプライアンスを経営の最重要課題の一つと位置付け、法令、定款、行内諸規程及び企業倫理に従った行動をとるための行動規範等を定める。
 - ② コンプライアンスへの取り組みを横断的に統括する部門を設置し、遵守状況等の点検、指導、教育を行う。また、内部監査部門は、コンプライアンス統括部門と連携の上、コンプライアンス体制の整備状況と有効性を監査する。これらの活動は、定期的に取り締役に報告する。
 - ③ 法令、定款等に違反する行為を発見した場合の相談・通報体制として内部通報体制を構築する。この体制には、相談・通報者がいかなる不利益な扱いも受けないことを保証することを含む。
 - ④ 反社会的勢力との関係遮断の基本方針を定め、組織全体としての対応体制を整備する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 取締役の職務執行に係る情報は、保存場所、保存期限等、その取り扱いを定める行内規程に従い、体系的かつ確実に保存及び管理（廃棄を含む。）を行う。
 - ② 保存・保管された情報は、取締役の求めに応じて、いつでも閲覧可能とする。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① リスク管理に関する基本方針を定めた行内規程に基づき統合的リスク管理部門を設置し、当行全体のリスクを統合的に管理するとともに、リスクカテゴリーごとにリスク管理部門を定めて当該リスクを管理する。

- ② 統合的リスク管理部門及びリスクカテゴリーごとのリスク管理部門は、リスク管理に関する行内規程について整備・見直しを図る。
 - ③ リスクの保有状況・管理態勢の定期的な把握と適切な対応策を審議するために委員会を設置する。委員会での審議事項は、取締役会に報告する。
 - ④ リスク管理態勢の有効性・適切性を検証する内部監査部門を設置し、そこで指摘された重要な事項は、遅滞なく取締役会に報告する。また、内部監査部門は頭取の直轄とするなど、他の部門から独立して機能が十分発揮できるよう態勢を構築する。
 - ⑤ 災害等で銀行の機能が重大な損害を被り、業務の遂行が困難になった場合の緊急措置及び行動基準を定め、被害の最小化や必要業務の迅速かつ効率的な再開を図るため、危機管理計画を策定する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 経営計画のマネジメントは、取締役会が策定する中期経営計画及び年度経営計画に基づき、業務分掌に定める各部署が経営計画の達成に向けた具体的な行動計画を策定し、推進する。
 - ② 経営計画の進捗管理と対応策を審議するために委員会を設置する。委員会での審議事項は、取締役会に報告する。
 - ③ 業務執行のマネジメントでは、取締役会規程により定められている事項及びその付議基準に該当する事項は全て取締役会に付議することを遵守するほか、事前に議題に関する十分な資料が全取締役に配布される体制をとる。
 - ④ 日常の業務遂行に際しては、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき、権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行する。
- (5) 当行及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当行及びグループ会社の経営は、その自主性を尊重しつつ、常に連携を密にし、業務の適正を確保して効率的かつ健全に発展することを、業務運営の基本とする。
 - ② グループ会社におけるコンプライアンスやリスク管理を横断的に推進・支援するための、当行におけるグループ会社の管理体制及び重要な業務運営についての事前協議・定例報告事項等を定めたグループの統括規程を制定し、グループ会社の業務の適正を確保する体制を構築する。

- ③ 当行は、グループ会社において、その規模・業態等に応じて、当行に準じたリスク管理体制を構築させるものとし、当行が設置する委員会において、グループ会社におけるリスクの保有状況・管理体制の定期的な把握と対応策について審議する。
 - ④ 当行の役付取締役、常勤監査等委員及び所管部長はグループ会社の取締役、監査役に就任し、業務の執行状況を監視・監督する。
 - ⑤ 当行の内部監査部門は、当行及びグループ会社の内部監査を実施する。そこで指摘された重要な事項は、遅滞なく当行の常務会、監査等委員会及び取締役会に報告する。
 - ⑥ グループ会社における法令、定款等に違反する行為の早期発見のため、当行が定める内部通報体制は、グループ会社にも適用する。
 - ⑦ 当行及びグループ会社は、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の適正性を確保するための体制を整備する。
- (6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項
- ① 監査等委員会の職務を補助する部署として監査等委員会室を設置し、専任の使用人を置く。
 - ② 前記の使用人は、監査等委員会の事務局を担う。
- (7) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の任命・異動、人事評価、処分等は、監査等委員会の意見を徴する。
 - ② 前記の使用人は、当行の業務執行に係る役職を兼務せず、監査等委員会の指揮・命令下で職務を遂行する。
- (8) 当行及びグループ会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）並びに使用人による当行の監査等委員会への報告に関する体制及び当行の監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 当行及びグループ会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）並びに使用人は、法令に定める事項のほか、行内諸規程に従い、コンプライアンス・リスク管理・内部監査に関する重要な事項、グループ会社の重要な経営・業務執行その他重要な業務執行等について、当行の監査等委員会に報告を行う。

- ② 当行及びグループ会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）並びに使用人は、当行の監査等委員会の定めるところに従い、当行の監査等委員会の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。当行の監査等委員会は、職責を全うするための体制の確保において、監査等委員会規程及び報告・情報提供事項を定めた監査等委員会監査等基準に定める権利を行使できる。
 - ③ 当行は、内部通報制度による相談・通報を行った当行及びグループ会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）並びに使用人が、当該相談・通報を行ったことによりいかなる不利益な扱いも受けないことを保証する。
- (9) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針
- 監査等委員が、その職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をした時は、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当行は速やかに当該費用または債務を処理する。
- (10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査等委員は、常務会等の主要な会議に出席し、出席者との意見交換や情報の収集を行うことができる。
 - ② 代表取締役は、監査等委員会と定期的に会合を持ち、監査等委員会との相互認識を深めるよう努める。
 - ③ 監査等委員会が定めた報告・情報提供事項は、取締役（監査等委員であるものを除く。）及び使用人が直ちに検索可能とする体制を構築し、全行に周知・徹底を行う。
 - ④ 内部監査部門である監査部は、監査等委員会と内部管理態勢における課題等について意見交換を行うほか、監査等委員会の監査業務に協力するなど、連携の充実・強化に努める。
 - ⑤ 監査部長の任命・異動については監査等委員会の事前同意を要する。
 - ⑥ 監査等委員会は、監査に必要があるときは、独自に弁護士、公認会計士等の専門家と契約を行うことができる。

<業務の適正を確保する体制の運用状況の概要>

当行では、内部統制システムの整備について、各業務の所管部が連携して定例的に点検を行い、その結果を取締役に報告することにより、内部統制システムの整備とその適切な運用に努めております。

当事業年度（第206期）における運用状況の概要は、次のとおりです。

(1) 取締役の職務執行

- ① 定例取締役会を12回、臨時取締役会を3回開催し、法令または定款で定められた経営上の重要事項を決議するとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。
- ② 取締役会において決定すべきとされる事項を除く日常の職務執行に際しては、権限の委譲を行い、職務権限規定、業務分掌規定等に則り、職務を執行しております。

(2) コンプライアンス体制

- ① コンプライアンス・プログラムを取締役会で定め、月1回開催するリスク管理委員会で進捗状況をモニタリングするとともに、反社会的勢力との関係遮断などについて審議を行い、その内容については、取締役会へ報告しております。
- ② コンプライアンスの啓発を推進するため、各種勉強会を開催しております。また、内部通報制度の整備・強化に努め、制度の内容を含めて、全行に周知・徹底を図っております。

(3) リスク管理体制

- ① リスク管理を適切に行うため、各種の管理規定の整備・見直しに努め、その内容については、全行に周知・徹底を図っております。
- ② 業務運営に内在するリスクについては、リスク統括部門が想定されるリスク分析を行い、月1回開催するALM委員会（収益とリスクを統合的に管理し、安定的な収益確保を目的として設置）で審議のうえ、取締役会へ報告しております。新型コロナウイルス感染症拡大の影響による相場急変に際しては、3月に臨時ALM委員会を5回開催し、審議結果を取締役に報告しました。

事業報告

(4) グループ会社の管理体制

- ① グループ会社5社に対して、当行のリスク統括部門がリスクの保有状況や管理態勢について確認を行うとともに、内部監査部門が総合監査を実施し、その内容を当行の常務会等へ報告しております。
- ② グループ会社の業務執行状況については、当行の取締役会へ4回報告しております。

(5) 監査等委員の職務執行

- ① 監査等委員は、取締役会のほか、ALM委員会、リスク管理委員会等の重要な会議に出席し、コンプライアンスや重要な意思決定の過程及び執行状況を把握するとともに、業務執行に関する重要書類の監査を行っております。
- ② 代表取締役との間で4回の会合を開催し、当行の課題、監査上の重要な課題等について意見交換を行うとともに、三様監査会議（監査等委員、監査部、会計監査人）を1回、内部監査部門との会合を12回開催し、情報交換や意見交換を行っております。

9 特定完全子会社に関する事項

該当ありません。

10 親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

11 会計参与に関する事項

該当ありません。

12 その他

該当ありません。

第206期末 (2020年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科目 (資産の部)		金額	科目 (負債の部)		金額
現金	預け	239,362	預金	現金	2,640,907
現預	現金	31,475	当座	現金	148,113
コ買商	預け	207,887	普貯	現金	1,331,618
商	一入品	832	貯通	現金	41,438
金有	ル金有品	14,560	定	現金	2,360
国	口銭価	5	そ	現金	1,054,639
地社株	の	5	の	現金	10,881
そ	国信	1,000	他	現金	51,855
貸	証	814,191	の	現金	38,545
割手証	方	142,634	預	現金	17,630
当	証	242,506	預	現金	55,751
外	証	155,466	預	現金	52,649
買取	証	49,415	預	現金	52,649
そ	証	224,169	預	現金	42
前未先	証	1,784,366	預	現金	16
金中	証	8,378	預	現金	25
そ	証	56,106	預	現金	45,448
有	証	1,534,981	預	現金	768
建	証	184,899	預	現金	1,315
土	証	9,886	預	現金	870
り	証	9,842	預	現金	0
建	証	3	預	現金	9,709
そ	証	40	預	現金	148
無	証	96,755	預	現金	676
ソ	証	1,845	預	現金	143
前	証	11	預	現金	31,816
線	証	2,217	預	現金	443
支	証	7,907	預	現金	873
貸	証	78,000	預	現金	59
	証	6,576	預	現金	4,310
	証	36,484	預	現金	5,303
	証	11,058	預	現金	2,861,965
	証	23,597	預	現金	
	証	626	預	現金	25,000
	証	65	預	現金	6,563
	証	1,137	預	現金	6,563
	証	2,492	預	現金	85,379
	証	2,435	預	現金	17,593
	証	56	預	現金	67,785
	証	2,959	預	現金	60,000
	証	1,031	預	現金	7,785
	証	5,303	預	現金	△ 500
	証	△ 13,272	預	現金	116,442
	証		預	現金	14,045
	証		預	現金	△ 5,618
	証		預	現金	9,024
	証		預	現金	17,451
	証		預	現金	100
	証		預	現金	133,993
	証		預	現金	2,995,959
資産の部合計		2,995,959	負債及び純資産の部合計		2,995,959

第206期 (2019年 4月 1日から 2020年 3月 31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
経資	28,767	42,902
貸有口預金	19,639	
信託受そ	8,987	
信託受そ	△ 8	
信託受そ	63	
信託受そ	△ 1	
信託受そ	88	
信託受そ	0	
信託受そ	7,026	
信託受そ	2,000	
信託受そ	5,025	
信託受そ	2,919	
信託受そ	2,862	
信託受そ	50	
信託受そ	6	
信託受そ	4,188	
信託受そ	1,114	
信託受そ	2,404	
信託受そ	99	
信託受そ	570	
信託受そ	2,687	40,210
信託受そ	511	
信託受そ	14	
信託受そ	386	
信託受そ	77	
信託受そ	296	
信託受そ	1,401	
信託受そ	△ 0	
信託受そ	3,011	
信託受そ	324	
信託受そ	2,686	
信託受そ	1,393	
信託受そ	117	
信託受そ	0	
信託受そ	382	
信託受そ	734	
信託受そ	157	
信託受そ	23,914	
信託受そ	9,203	
信託受そ	897	
信託受そ	3,532	
信託受そ	1,099	
信託受そ	3,419	
信託受そ	253	
信託受そ	2,691	2,691
信託受そ	31	31
信託受そ	55	654
信託受そ	599	
信託受そ	2,068	2,068
信託受そ	1,612	
信託受そ	△ 2,439	△ 826
信託受そ		2,895

第206期末 (2020年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	239,362	預 金	2,639,035
コールローン及び買入手形	832	譲渡性預金	37,145
買入金銭債権	14,560	コールマネー及び売渡手形	17,630
商品有価証券	5	債券貸借取引受入担保金	55,751
金銭の信託	1,000	借 用 金	52,649
有価証券	818,246	外 国 為 替	42
貸出金	1,784,830	そ の 他 負 債	46,923
外国為替	9,886	退職給付に係る負債	71
その他の資産	96,763	役員退職慰労引当金	5
有形固定資産	36,652	睡眠預金払戻損失引当金	873
建物	11,168	ポイント引当金	59
土地	23,654	繰延税金負債	40
リース資産	627	再評価に係る繰延税金負債	4,310
建設仮勘定	65	支払承諾	5,303
その他の有形固定資産	1,137	負 債 の 部 合 計	2,859,841
無形固定資産	2,496	(純資産の部)	
ソフトウェア	2,438	資 本 金	25,000
その他の無形固定資産	58	資 本 剰 余 金	9,699
退職給付に係る資産	114	利 益 剰 余 金	87,811
繰延税金資産	1,780	自 己 株 式	△ 891
支払承諾見返	5,303	株 主 資 本 合 計	121,619
貸倒引当金	△ 13,991	その他有価証券評価差額金	14,413
		繰延ヘッジ損益	△ 5,618
		土地再評価差額金	9,024
		退職給付に係る調整累計額	△ 1,670
		その他の包括利益累計額合計	16,149
		新 株 予 約 権	100
		非 支 配 株 主 持 分	133
		純 資 産 の 部 合 計	138,003
資 産 の 部 合 計	2,997,845	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	2,997,845

第206期 (2019年4月1日から
2020年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		42,970
資金運用収益	28,511	
貸出金利息	19,648	
有価証券利息配当金	8,721	
コールローン利息及び買入手形利息	△ 8	
預け金利息	63	
その他の受入利息	86	
信託報酬	0	
役務取引等収益	7,227	
その他の業務収益	2,919	
その他の経常収益	4,312	
償却債権取立益	1,115	
その他の経常収益	3,197	
経常費用		39,873
資金調達費用	2,687	
預金利息	511	
譲渡性預金利息	13	
コールマネー利息及び売渡手形利息	386	
債券貸借取引支払利息	77	
借入金利息	296	
その他の支払利息	1,401	
役務取引等費用	2,367	
その他の業務費用	1,393	
その他の経常費用	24,039	
貸倒引当金繰入額	1,048	
その他の経常費用	8,336	
経常利益		3,097
特別利益		31
固定資産処分益	31	
特別損失		654
固定資産処分損失	55	
減損	599	
税金等調整前当期純利益		2,474
法人税、住民税及び事業税	1,797	
法人税等調整額	△ 2,423	
法人税等合計		△ 626
当期純利益		3,100
非支配株主に帰属する当期純利益		4
親会社株主に帰属する当期純利益		3,096

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月15日

株式会社 四 国 銀 行

取 締 役 会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山 田 修 ㊞
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 伊 加 井 真 弓 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社四国銀行の2019年4月1日から2020年3月31日までの第206期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月15日

株式会社 四 国 銀 行

取 締 役 会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山 田 修 ㊞
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 伊 加 井 真 弓 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社四国銀行の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社四国銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書謄本

監査報告書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第206期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、当行の内部監査部門その他内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月15日

株式会社 四国銀行 監査等委員会

常勤監査等委員	北村裕	㊟
常勤監査等委員	熊沢慎一郎	㊟
監査等委員	田中章夫	㊟
監査等委員	川添博	㊟
監査等委員	濱田正博	㊟
監査等委員	稲田知江子	㊟

(注) 1. 監査等委員 田中章夫、川添博、濱田正博及び稲田知江子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

(ご参考)

第206期末信託財産残高表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
現 金 預 け 金	54	金 銭 信 託	54
合 計	54	合 計	54

- 注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 共同信託他社管理財産－百万円
3. 元本補填契約のある信託は、2020年3月31日現在取扱っておりません。

以 上

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）8名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため1名増員し、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては監査等委員会において検討がなされましたが、会社法の規定に基づき株主総会で陳述すべき特段の事項はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当行における地位等
1	山元文明 再任	取締役頭取
2	大田良継 再任	常務取締役
3	五百蔵誠一 再任	常務取締役
4	黒下則之 再任	常務取締役本店営業部長
5	小林達司 再任	常務取締役
6	須賀昌彦 再任	取締役徳島営業本部長
7	橋谷正人 新任	執行役員営業統括部長
8	白石功 新任	審査部長
9	尾崎嘉則 再任 社外 独立役員	取締役

※ 独立役員 …… 東京証券取引所届出独立役員

候補者番号 **1** やまもと ふみ あき
山元 文明 (1954年9月24日生)

再任

■ 所有する当行株式の数：20,183株

■ 2019年度の取締役会出席状況：100% (15回/15回)

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1978年4月	当行入行	2016年4月	当行取締役頭取 現在に至る
1997年7月	当行総合企画部長代理		
2006年6月	当行総合管理部長		
2010年6月	当行取締役総合企画部長		
2014年6月	当行常務取締役	■ 重要な兼職の状況	
2015年6月	当行専務取締役	一般社団法人高知県銀行協会会長	

■ 取締役候補者とした理由

2010年6月の取締役就任以来、銀行経営に必要な経験、知見及び専門知識を活かし、当行の取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など役割を適切に果たしています。また、2015年6月から専務取締役、2016年4月から取締役頭取としてその職務を適切に果たしていることから、取締役候補者としたものであります。

候補者番号 **2** おお た よし つぐ
大田 良継 (1956年1月26日生)

再任

■ 所有する当行株式の数：11,938株

■ 2019年度の取締役会出席状況：100% (15回/15回)

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年4月	当行入行	2010年6月	当行監査部長
2001年7月	当行松山南支店長	2011年8月	当行執行役員神戸支店長
2004年7月	当行丸亀支店長	2014年6月	当行取締役本店営業部長
2006年7月	当行上町支店長	2016年6月	当行常務取締役 現在に至る
2009年6月	当行中村支店長		

■ 取締役候補者とした理由

2014年6月の取締役就任以来、銀行経営に必要な経験、知見及び専門知識を活かし、当行の取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など役割を適切に果たしています。また、2016年6月から常務取締役をつとめ、営業部門、市場部門等を統括し、その職務を適切に果たしていることから、取締役候補者としたものであります。

候補者
番号 **3** ^{い お ろい} **五百蔵** ^{せい いち} **誠一** (1959年12月6日生)

再任

■ 所有する当行株式の数：12,026株

■ 2019年度の取締役会出席状況：100% (15回/15回)

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年4月	当行入行	2012年6月	当行執行役員人事部長
2002年7月	当行マリンピア支店長	2015年6月	当行取締役人事部長
2005年7月	当行本店営業部長代理	2016年6月	当行取締役本店営業部長
2007年7月	当行観音寺支店長	2018年6月	当行常務取締役本店営業部長
2010年6月	当行東京支店長	2019年6月	当行常務取締役 現在に至る

■ 取締役候補者とした理由

2015年6月の取締役就任以来、銀行経営に必要な経験、知見及び専門知識を活かし、当行の取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など役割を適切に果たしています。また、2018年6月から常務取締役をつとめ、管理部門、総務部門等を統括し、その職務を適切に果たしていることから、取締役候補者としたものであります。

候補者
番号 **4** ^{くろ した} **黒下** ^{のり ゆき} **則之** (1959年12月15日生)

再任

■ 所有する当行株式の数：10,497株

■ 2019年度の取締役会出席状況：100% (15回/15回)

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年4月	当行入行	2013年6月	当行大阪支店長
2002年7月	当行高知駅前支店長	2015年6月	当行執行役員審査部長
2005年2月	当行高松南支店長	2016年6月	当行取締役審査部長
2007年2月	当行審査部長代理	2018年6月	当行常務取締役
2008年2月	当行徳島営業部長代理	2019年6月	当行常務取締役本店営業部長 現在に至る
2011年6月	当行徳島西支店長		

■ 取締役候補者とした理由

2016年6月の取締役就任以来、銀行経営に必要な経験、知見及び専門知識を活かし、当行の取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など役割を適切に果たしています。また、2018年6月から常務取締役をつとめ、本店営業部長として、その職務を適切に果たしていることから、取締役候補者としたものであります。

候補者番号 **5** こばやし たつじ **小林 達司** (1960年6月4日生) 再任

■ 所有する当行株式の数：9,951株

■ 2019年度の取締役会出席状況： 100% (15回/15回)

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年4月	当行入行	2014年6月	当行執行役員総合企画部長
2003年2月	当行総合企画部長代理	2016年6月	当行取締役総合企画部長
2012年2月	当行総合企画部副部長	2018年6月	当行常務取締役 現在に至る

■ 取締役候補者とした理由

2016年6月の取締役就任以来、銀行経営に必要な経験、知見及び専門知識を活かし、当行の取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など役割を適切に果たしています。また、2018年6月から常務取締役をつとめ、企画部門、事務部門等を統括し、その職務を適切に果たしていることから、取締役候補者としたものであります。

候補者番号 **6** すか まさひこ **須賀 昌彦** (1962年9月17日生) 再任

■ 所有する当行株式の数：5,512株

■ 2019年度の取締役会出席状況： 100% (11回/11回)

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年4月	当行入行	2015年6月	当行執行役員東京支店長
2007年2月	当行丸亀南支店長	2017年6月	当行執行役員神戸支店長
2008年7月	当行徳島中央支店長	2019年4月	当行執行役員徳島営業本部長
2012年2月	当行広島支店長	2019年6月	当行取締役徳島営業本部長 現在に至る
2014年6月	当行東京支店長		

■ 取締役候補者とした理由

営業、市場業務等に携わった豊富な業務経験を有しており、2019年6月の取締役就任以来、その経験、知見及び専門知識を活かし、当行の取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など役割を適切に果たしています。また、職務を適切に果たしていることから、取締役候補者としたものであります。

候補者
番号 7 はし たに まさ と
橋谷 正人 (1960年12月14日生)

新任

■ 所有する当行株式の数：1,400株

■ 2019年度の取締役会出席状況： —

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年4月	当行入行	2012年6月	当行丸亀支店長
2004年7月	当行中村駅前支店長	2015年6月	当行岡山支店長
2007年2月	当行守口支店長	2017年6月	当行執行役員営業統括部長
2010年2月	当行営業統括部長代理		現在に至る

■ 取締役候補者とした理由

1983年より、当行の一員として営業、営業統括業務等で豊富な経験を有しており、当行の業務に精通しています。その経験や知見を取締役として活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化が期待できることから、取締役候補者としたものであります。

候補者
番号 8 しら いし いざお
白石 功 (1962年9月13日生)

新任

■ 所有する当行株式の数：1,200株

■ 2019年度の取締役会出席状況： —

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年4月	当行入行	2015年6月	当行大阪支店長
2008年7月	当行香長支店長	2017年6月	当行東京支店長
2010年6月	当行坂出支店長	2018年6月	当行審査部長
2013年2月	当行尼崎支店長		現在に至る

■ 取締役候補者とした理由

1986年より、当行の一員として営業、審査業務等で豊富な経験を有しており、当行の業務に精通しています。その経験や知見を取締役として活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化が期待できることから、取締役候補者としたものであります。

候補者
番号 9 お ぎ き よ し の り
尾崎 嘉則 (1953年1月13日生)

再任

社外取締役

独立役員

■ 所有する当行株式の数：4,755株

■ 2019年度の取締役会出席状況： 80.0% (12回/15回)

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1975年4月 安田生命保険相互会社入社
2000年4月 同社企業金融部部長
2004年1月 (合併により明治安田生命保険相互会社に改称)
2005年7月 同社取締役融資部長
2008年4月 同社常務執行役
2011年4月 同社専務執行役
2012年7月 同社取締役執行役員副社長
2014年7月 明治安田ビルマネジメント株式会社代表取締役社長

2015年6月 当行取締役（現職）
2017年3月 明治安田ビルマネジメント株式会社代表取締役社長退任
2017年4月 明治安田生命保険相互会社顧問
2018年3月 明治安田生命保険相互会社顧問退任
2018年5月 学校法人安田学園教育会理事長（現職）
現在に至る

■ 重要な兼職の状況

学校法人安田学園教育会理事長

■ 社外取締役候補者とした理由

2015年6月から当行の社外取締役就任以来、企業経営者としての豊富な経験及び見識を活かし、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など役割を適切に果たしています。企業経営経験者としての知見や経験を反映していただくことで、当行の持続的成長と企業価値の向上が期待できることから、社外取締役候補者としたものであります。

また、東京証券取引所が定める独立性の基準及び当行が定める独立性に関する判断基準に照らし、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されるため、独立役員として届け出をいたしております。

注1. 取締役候補者と当行との間における特別な利害関係は次のとおりであります。

- (1) 須賀昌彦氏と当行の間には、通常の融資取引があります。
- (2) その他の取締役候補者と当行の間には、特別な利害関係はありません。
2. 尾崎嘉則氏は社外取締役候補者であります。
3. 尾崎嘉則氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出しており、選任が承認された場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。
4. 尾崎嘉則氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって5年となります。
5. 当行は、尾崎嘉則氏との間に、会社法第423条第1項に基づく責任を限定する契約を締結しており、選任が承認された場合、当行と同氏との間で当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額となります。

第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

現在の監査等委員である取締役6名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名		現在の当行における地位等
1	熊 沢 慎一郎	再任	監査等委員である取締役（常勤）
2	濱 田 正 博	再任 社外	独立役員 監査等委員である取締役
3	稲 田 知江子	再任 社外	独立役員 監査等委員である取締役
4	金 本 康	新任 社外	独立役員
5	酒 井 俊 和	新任 社外	独立役員

※ 独立役員 …… 東京証券取引所届出独立役員

候補者番号 **1** くまざわ しんいちろう **熊沢 慎一郎** (1958年12月25日生) 再任

- 所有する当行株式の数：13,797株
- 2019年度の取締役会出席状況：100% (15回/15回)
- 2019年度の監査等委員会出席状況：100% (16回/16回)

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年4月	当行入行	2014年6月	当行執行役員神戸支店長
2002年7月	当行人事部長代理	2015年6月	当行取締役神戸支店長
2008年6月	当行人事部長	2017年6月	当行監査役
2012年6月	当行執行役員東京支店長	2018年6月	当行取締役監査等委員 現在に至る

■ 取締役候補者とした理由

2017年6月の監査役就任以来、銀行経営に必要な経験、知見及び専門知識を活かし、職務を適切に果たしています。その豊富な経験や見識を活かすことにより、取締役の職務の執行の監査・監督機能を担うことができることから、監査等委員である取締役候補者としたものであります。

候補者番号 **2** はまだ まさひろ **濱田 正博** (1952年8月20日生) 再任 社外取締役 独立役員

- 所有する当行株式の数：2,377株
- 2019年度の取締役会出席状況：100% (15回/15回)
- 2019年度の監査等委員会出席状況：100% (16回/16回)

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1976年10月	高知県庁入庁	2013年3月	高知県定年退職
2004年4月	農林水産部海洋局水産経営指導課長	2013年5月	公益財団法人高知県文化財団理事長
2006年4月	総務部副部長 (総括)	2015年6月	当行監査役
2009年4月	東京事務所長	2018年6月	当行社外取締役監査等委員 (現職) 現在に至る
2012年4月	理事・東京事務所長		

■ 社外取締役候補者とした理由

2015年6月から当行の社外監査役就任以来、行政分野における豊富な知識と経験、高い識見を活かし、職務を適切に果たしています。行政に携わった豊富な経験や見識を活かすことにより、取締役の職務の執行の監査・監督機能を担うことができることから、監査等委員である社外取締役候補者としたものであります。

また、東京証券取引所が定める独立性の基準及び当行が定める独立性に関する判断基準に照らし、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されるため、独立役員として届け出をいたしております。

候補者
番号 **3** いなだ ちえこ
稲田 知江子 (1972年12月16日生)

再任

社外取締役

独立役員

- 所有する当行株式の数：1,373株
- 2019年度の取締役会出席状況：86.7% (13回/15回)
- 2019年度の監査等委員会出席状況：87.5% (14回/16回)

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1997年4月	高知弁護士会へ弁護士登録（現職）	2014年4月	高知弁護士会会長
1998年10月	高知県公文書開示審査会委員（現職）	2015年4月	日本弁護士連合会会長特別補佐
2003年7月	高知県収用委員会委員（現職）	2015年4月	四国弁護士会連合会常務理事
2003年8月	高知県個人情報保護制度委員会委員（現職）	2017年6月	当行取締役
2009年4月	高知県事業審査アドバイザー（現職）	2018年6月	当行社外取締役監査等委員（現職）
2011年10月	国有財産四国地方審議会委員（現職）		現在に至る

■ 重要な兼職の状況

弁護士（稲田法律事務所）

■ 社外取締役候補者とした理由

2017年6月から当行の社外取締役就任以来、弁護士としての豊富な知識と経験、高い識見を活かし、職務を適切に果たしています。法律の専門家としての豊富な経験や見識を活かすことにより、取締役の職務の執行の監査・監督機能を担うことができることから、監査等委員である社外取締役候補者としたものであります。また、東京証券取引所が定める独立性の基準及び当行が定める独立性に関する判断基準に照らし、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されるため、独立役員として届け出をいたしております。

候補者
番号 **4** かな もと やすし
金本 康 (1961年7月25日生)

新任

社外取締役

独立役員

- 所有する当行株式の数：200株
- 2019年度の取締役会出席状況：—
- 2019年度の監査等委員会出席状況：—

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年4月	金本会計事務所入所	2019年6月	四国税理士会高知支部支部長（現職）
2003年3月	税理士登録		現在に至る
2012年1月	金本康税理士事務所開業（現職）		
2015年10月	一般社団法人 日税連税法データベース データベース部委員		
2017年6月	四国税理士会常務理事 日本税理士会連合会情報システム委員会委員		

■ 重要な兼職の状況

税理士（金本康税理士事務所）

■ 社外取締役候補者とした理由

税理士としての豊富な知識と経験、高い識見を有しており、財務及び会計の専門家としての豊富な経験や見識を活かすことにより、取締役の職務の執行の監査・監督機能を担うことが期待できることから、監査等委員である社外取締役候補者としたものであります。また、東京証券取引所が定める独立性の基準及び当行が定める独立性に関する判断基準に照らし、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されるため、独立役員として届け出をいたします。

候補者番号 **5** さか い とし かず
酒井 俊和 (1970年9月17日生)

新任

社外取締役

独立役員

■ 所有する当行株式の数：0株

■ 2019年度の取締役会出席状況：—

■ 2019年度の監査等委員会出席状況：—

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1999年4月 東京弁護士会へ弁護士登録（現職）
 2015年4月 アンダーソン・毛利・友常法律事務所
 所スペシャルカウンセラー
 2017年11月 一般社団法人日本CFA協会監事
 2019年9月 ヴァスコ・ダ・ガマ法律会計事務所
 オブカウンセラー

2020年2月 株式会社病理学アソシエイツ法務部長（現職）
 2020年3月 ウィザーズ弁護士法人スペシャルカウンセラー（現職）
 現在に至る

■ 重要な兼職の状況

弁護士（ウィザーズ弁護士法人）

■ 社外取締役候補者とした理由

弁護士としての豊富な知識と経験、高い識見を有しており、法律の専門家としての豊富な経験や見識を活かすことにより、取締役の職務の執行の監査・監督機能を担うことが期待できることから、監査等委員である社外取締役候補者としたものであります。

また、東京証券取引所が定める独立性の基準及び当行が定める独立性に関する判断基準に照らし、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されるため、独立役員として届け出をいたします。

注1. 取締役候補者と当行との間における特別の利害関係は次のとおりであります。

- (1) 稲田知江子氏と当行の間には、通常の融資取引があります。
- (2) その他の取締役候補者と当行の間には、特別の利害関係はありません。
2. 濱田正博、稲田知江子、金本康、酒井俊和の4氏は社外取締役候補者であります。
3. 濱田正博、稲田知江子、金本康、酒井俊和の4氏は、これまで直接会社経営に関与された経験はございませんが、上記「社外取締役候補者とした理由」により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
4. 濱田正博、稲田知江子の両氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、選任が承認された場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。金本康、酒井俊和の両氏につきましても、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出る予定であります。
5. 濱田正博、稲田知江子両氏の監査等委員である社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、2年となります。
6. 当行は、熊沢慎一郎、濱田正博、稲田知江子の3氏との間に、会社法第423条第1項に基づく責任を限定する契約を締結しており、3氏の選任が承認された場合、当行と3氏の間で当該契約を継続する予定であります。金本康、酒井俊和の両氏が選任された場合、当行は両氏の間で、同様に責任限定契約を締結する予定であります。
 当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額となります。

株主提案

第4号議案、第5号議案は、株主提案によるものであります。なお、提案株主（1名）の議決権の数は、310個であります。

議案の「提案理由」は、一部個人名を役職名のみで表示し、一部法人名を仮名で表示したほか、形式的な修正を除き、事実認識を含め提案株主から提出されたものを原文のまま記載しております。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名解任の件

1. 提案内容

以下の取締役を解任する。

- 1 常務取締役 五百蔵 誠一氏
- 2 常務取締役 小林 達司氏
- 3 常務取締役 黒下 則之氏
- 4 取締役（社外取締役） 尾崎 嘉則氏

2. 提案理由

(1) 常務取締役 五百蔵 誠一氏 解任理由

- ① 2018年1月頃は1800円台の株価も2020年3月には623円の値をつけ、三分の一低価格水準を定着させた。また経費削減努力もせず株主に対し多大なる損害を与え続けている件。
- ② 収益力が低下する現状を直視しない経営感覚。また危機管理意識も低い。未だ経営感覚は地銀無風状態のままと考えられるがその端的な表れが「高銀に並ぶ低株価水準」ひめ銀は1000円台を維持している件。
- ③ 融資先である高知市のAはH24年度からH28年度まで収益無し。H29年度は単年度黒字。H30年度収益無し。また財産目録はH28年からH29度の単年度黒字を含めH30年度まで3年連続債務超過となっている。決算書の内容に対し、何ら効果的な対策を講じなかった件。
- ④ 高知市のAに対する融資関係で2019年3月18日某エージェントとを通じ貸付金回収困難の状況下にも拘わらず貸付増額金約40億円を容認した件。

(2) 常務取締役 小林 達司氏 解任理由

- ① ROAコア業務純利益が減少となり減益に歯止めがかからない。不良貸付は増えるばかりで、相談役廃止や野球部廃部・役員数削減もせず経費削減に対する努力が見えない件。また四銀の総資産活用が不十分と認められる件。
- ② 株式低迷の為、四銀時価総額の引き上げに資する努力が認められない件、ひめ銀は株価1000円台を意識し山口銀行との提携など努力が見える。
- ③ 融資先である高知市のAはH24年度からH28年度まで収益無し。H29年度は単年度黒字。H30年度収益無し。また財産目録はH28年からH29度の単年度黒字を含めH30年度まで3年連続債務超過となっている。決算書内容に対して何ら効果的な対策を講じなかった件。
- ④ 高知市のAに対する融資関係で2019年3月18日某エージェントとを通じ貸付金回収困難な状況下にも拘わらず貸付増額金約40億円を協調融資した件。

(3) 常務取締役 黒下 則之氏 解任理由

- ① 四銀は取締役監査等委員を含め取締役の数は13名の大所帯。しかし、株価及び業務粗利益は下落の一途。2020年3月期株価は623円と大暴落を記録した。経費削減が叫ばれている今日、四銀役員の危機管理意識は全く感じられない。この難局を乗り越える術も全く感じられない。
- ② 2016年12月に四国銀行が高知地裁に「旧闘犬センター破産」申し立てをし「負債額17億円超え」の損害金の発生。闘犬センターの全貌について明確な説明責任と回収結果報告を求める件。
- ③ 元土電会長への約9億5千万円（破産申立）回収状況についての報告を求める件。
- ④ 元土電社長（四銀OB）は高知地裁から約13億3千万円の支払い命令（四銀約8億1千万円）回収状況の報告を求める件。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染でゴルフ場経営は限界と聞く。Bの約12億円の回収金は今後、容易に増額が予想できる。最終回収計画の説明を求める件。

(4) 取締役（社外取締役） 尾崎 嘉則氏 解任理由

- ① これまで数々の不良債権処理事案についても社外取締役として何らの力量を発揮してない件。また新型コロナ感染ショックで2020年度は四銀の不良債権増加も予想される。取締役総数13名の体制に即した不良債権の回収成果を挙げることを社外取締役に求めている。その成果が全く見えてこない件。
- ② 社外取締役に願うことは柔軟な経営感覚を取締役に吹き込み経営利益浮上を願うことである。単なる数合わせだけの役員数を株主は願ってはいない。株価低迷と業績不振を早く改善してほしい一点に尽きる件。
- ③ 地銀没落の時勢である。経費削減を第一目標とする使命がある。いつまでも「相談役・野球部廃部・支店の削減」を後回しにせず、早く経費削減に着手しなければ「コア業務利益」は細るばかりである。外部役員として今こそ期待される時期と言える。長期に渡り社外取締役として就任しているが、まだ力量発揮の兆候は見えてこない件。

第4号議案に対する取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

常務取締役 五百蔵誠一、常務取締役 黒下則之、常務取締役 小林達司、取締役 尾崎嘉則の4氏は、取締役就任以来、銀行経営に必要な経験、知見及び専門知識を活かし、当行の取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など当行グループの発展、経営基盤の強化に向けて尽力しており、十分にその職責を果たしております。

したがって、取締役会は、本議案に反対いたします。

第5号議案 監査等委員である取締役2名解任の件

1. 提案内容

以下の監査等委員である取締役を解任する。

- 1 監査等委員である取締役 北村 裕氏
- 2 監査等委員である取締役 熊沢 慎一郎氏

2. 提案理由

(1) 監査等委員である取締役 北村 裕氏 解任理由

監査役とは「株主の利益を侵害する融資先を厳しく監視、また取締役に対する厳しい助言が最大の役目である。その役目も果たさず、株主利益を侵害する融資先である高知市のAへの巨額融資。H24年度からH28年度まで収益無し。H29年度は単年度黒字。H30年度収益無し。また財産目録はH28年からH29度の単年度黒字を含めH30年度まで3年連続の債務超過となっている。決算書を精査する職務上の義務が存在するにも拘わらずその職務を遂行しているとは認められない件。経費削減の提案も見られず、「支店統合・相談役廃止・野球部廃部・不良債権回収問題・役員数を削減」するなどの件。経営収入と経費支出のバランスチェックが全く行われていない。だから四国銀行株価623円も納得できる。監査役機能が発揮されていない件。

(2) 監査等委員である取締役 熊沢 慎一郎氏 解任理由

監査役とは株主の利益を侵害する融資先を厳しく監視、また取締役に対し厳しい助言が最大の役目。その役目も果たさず、株主利益を侵害する融資先である高知市のAの決算内容。H24年度からH28年度まで収益無し。H29年度は単年度黒字。H30年度収益無し。また財産目録はH28年からH29度の単年度黒字を含めH30年度まで3年連続の債務超過である件。決算書を精査する職務上の義務が存在するにも拘わらずその職務を遂行しているとは認められない件。

監査役の重大な職務怠慢事項。

経費削減の提案・努力も見えない「支店統合・相談役廃止・野球部廃部・不良債権回収問題・役員数13名削減」の件。

2020年度はコロナ感染ショックで益々経営収入と経費支出のバランスを直視しなければ不良債権は益々増える傾向となり、四銀の経営難は深刻となる。2020年度3月の四国銀行株価623円が物語っている。四銀の監査機能は十分に発揮されていない件。

第5号議案に対する取締役会の意見

取締役会としては、本議案に**反対**いたします。

監査等委員である取締役 北村裕、監査等委員である取締役 熊沢慎一郎の両氏は、取締役監査等委員就任以来、法令及び定款に従いその職務を遂行し、取締役会の意思決定の適正性を確保するための助言および提言等を行い、十分にその職責を果たしております。

したがって、取締役会は、本議案に**反対**いたします。

以 上

株主総会会場ご案内図

〒780-0870 高知県高知市本町4丁目3-30

高知県立県民文化ホール[グリーンホール] 電話：088-824-5321



交通のご案内

■車で約10分 P お車でお越しの場合は、鷹匠町白洋パーキングをご利用ください。

JR 高知駅から

とさでん交通

「鏡川橋、朝倉、いの方面行き」に乗り換え

「高知駅前」→「はりまや橋」下車

「県庁前」下車 徒歩数分